平成２３年（フ）第５５２号
新潟市中央区鏡が岡５―22　鏡が岡社宅402、住民票上の住所新潟県新発田市大伝1232番地
債務者　吉田　尋晶
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
新潟県新発田市諏訪町２丁目４番２号
債務者　石井八壽江
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水内　基成
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２７９号
北海道旭川市春光台１条４丁目１番23号
債務者　森　　道彦
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月22日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９５号
北海道苫前郡苫前町字旭103番地
債務者　鎌田　智也
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７８号
秋田県横手市平鹿町浅舞字五味川25番地３
債務者　鈴木　涼子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第５０号
滋賀県長浜市湖北町河毛464番地１、住民票上の住所滋賀県長浜市湖北町河毛1261番地
債務者　松嶌　伸二
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
函館市松川町44番14号
債務者　柴田　妙子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１０号
群馬県太田市下浜田町187番地　ブルースカイマンション101号
債務者　野村　裕二
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６８号
岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山1159番地２
債務者　味田　　岳
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
岐阜県海津市平田町者結130番地４　シャルムセレサ高橋202号
債務者　樋口　由美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
岐阜県海津市平田町者結130番地４　シャルムセレサ高橋202号
債務者　樋口　　葵
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
岐阜県養老郡養老町飯田159番地２
債務者　田中佐代子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
岐阜県大垣市新長松１丁目21番地１
債務者　西山　　仁
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
兵庫県加古川市加古川町寺家町345番地　マーレ加古川駅前タワー1202号
債務者　正木裕美子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３４３号
奈良県北葛城郡広陵町大字中151番地４、前住所奈良県大和高田市日之出町15番25号
債務者　中平　申治
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係